

多摩市総合計画審議会分科会設置要領

(設置)

第 1 条 第五次多摩市総合計画基本計画の策定に当たり、専門的な見地等から審議するため、多摩市総合計画審議会条例第 10 条の規定に基づき、多摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に分科会を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 分科会で所掌する事項は、審議会の会長が定める。

(分科会の組織)

第 3 条 第 1 分科会を審議会委員 8 人で組織し、第 2 分科会を審議会委員 7 人で組織する。
2 審議会委員の分科会への所属は、審議会の会長が定める。

(会議)

第 4 条 分科会の会議は、各分科会の委員の合議により開催を決定する。
2 各分科会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 各分科会は、委員の合議により運営方法を定め、自主的に運営する。
4 各分科会は、審議の結果について審議会に報告する。

(庶務)

第 5 条 分科会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成 24 年 1 月 17 日をもって、その効力を失う。